

1 部

学習サポート

新学長 就任のお知らせ

前学長 萩野浩基の逝去にともない、本年12月1日付けで大谷哲夫が新学長に就任いたしました。詳細はホームページでお知らせいたします。

各種申込締切について

『試験・スクーリング 情報ブック2015』にてご確認ください。

- ・ p. 4～5→学年暦
- ・ p. 22～25→通信教育部カレンダー
- ・ p. 42～44→社会福祉士 演習・実習科目関連締切等
- ・ p. 45～48→精神保健福祉士 演習・実習科目関連締切等

12 / 12～1 / 31 の追加・変更点

●科目修了試験 東京会場 追加実施

1 / 11(祝) 9 : 45集合 (会場 : 主婦会館 プラザエフ 8階スイセン)

※できるだけこちらでのお申込みにご協力お願いいたします。

※当初から予定の1 / 11(祝)14 : 45集合の科目修了試験は、当日の「児童・家庭福祉論」スクーリング受講者のお申込みを推奨いたします。

福祉法学を学ぶ意義について

教員 MESSAGE

准教授 菅原 好秀

2015年4月から生活困窮者自立支援法が施行されました。この法律は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するものです。この法律の目指すべき目標として厚生労働省は、「生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する」としています。この「尊厳の確保」とはまさに日本国憲法第13条の「個人の尊重」の基本理念のことです。つまり、自己肯定感、自尊感情を失っていても、どんな人でも存在自体に価値があり、無駄な人は存在しないという理念を持ち、配慮することが大切であることを示しています。また厚生労働省は、「支える、支えられる、という一方的な関係ではなく、相互に支え合う地域を構築する」としています。このことは、憲法13条の「幸福追求権」の理念から「差異こそ素晴らしい」、という価値観の違いを相互に認め合い、相互に支え合うことを目指すことを示しています。

現在の社会福祉専門職における相談援助業務は複雑・多岐にわたっています。利用者から法律の相談を受けたときに、「私より法律の専門家に聞いて下さい。」という返答では困る、ということの意味していると思います。確かに、社会福祉専門職のための法学は、弁護士などの法律の専門知識までは要求されていません。ただ、社会福祉士養成課程の教育内容には、「当該担当者への橋渡し」「総合的かつ包括的に援助していく役割」「ネットワークの形成を図る」ことが明記されています。

このことは、福祉課題を抱えた利用者からの相談に対しては、専門領域外であったとしても、たらいまわしにせず、必要としている担当者までコーディネートし、または、その担当者を探し出し、その担当者とネット

ワークを形成して、総合的かつ包括的に利用者に援助することが、社会福祉専門職に求められている、ということです。そのためには、法律家のような専門的な高度な知識の修得を目的とするのではなく、どの法律に何がかかれています、どのような意義があるのか、という最低限の法学の知識が求められている、ということです。社会福祉専門職として要求される幅広い法学の知識の活用が今後、期待されていることを意味しています。

さて、9月に実施した「権利擁護と成年後見制度」「更生保護制度」のスクーリングにおいて、法学部の学生が4年かけて学ぶべきところ、3日間でマスターすることは、想像以上に大変だったと思います。特に、板書の量と授業のスピードにかなり驚かれたと思います。ペースについていけないのではないかと不安を覚えた方もいるかと思いますが。試験を採点してみて、答案そのものに通信の皆さんの底力を感じました。このことは、受講生の皆さんがこのような不安を除去しようとする思いが、脳を活性化し、試験では想像以上の力を発揮できたのだと確信しました。人は不可能なことはそもそも行動しようとはしません。これを反対解釈すれば、「やろうとしたことはできる、必ず実現できる」ということを意味していません。

法学は常に法改正を繰り返しています。それは、法の守るべき対象者が時代とともに常に変化しているからです。そのため、障害者の定義において、精神障害者に「発達障害を含む」と追加され、さらに心身機能障害も新たに明記されました。障害者自立支援法も「障害者総合支援法」にかわり、家族法では非嫡出子の相続分が嫡出子相続分と同じになりました。2015年の年内には、女性の再婚禁止規定の6ヶ月の規定と夫婦同氏の原則に大きな影響を与える判決が最高裁判所で示される予定です。様々な事情で通信の勉強が思い通りできない方もおられると思いますが、レポート試験を採点してみて、残念ながら、「痴呆」、「障害者自立支援法」と改正前の用語を書かれている方がおります。常に、最新の通学のスクーリングを

中心に法改正に目を向けていただきたいと思います。

世の中には、本当の救済を求めている人たちはたくさんいます。大学で学んだことを駆使して、説得力と思いやりをもち、相手の立場を理解できる喜びと、再帰的に新たな自分を生成できる知的空間が大学であり、その知的空間で、仕事をしながら社会の人びとを幸せにするために、努力している皆さんのお役に立てることが私の価値ある使命であると考えています。

皆さんの更なる発展を祈念しております。

スクーリング・アンケートより(1)

アンケートよりスクーリング講義の感想を抜粋いたしました。

●スポーツ（バードゴルフ）（小野寺 浩三先生）

- ・バードゴルフについて知識がなかったが、プレーをやるにつれて自然と夢中になっている自分に驚きました。また、皆さんと協力し合い、声を掛け合って交流をもてたことがよかったですと思いました。
- ・受講前にネットで見たときは「簡単そう」と思ったが、実際には身体コントロールの難しさとして集中力より精神力の強さが必要だと思った。「楽しむ」スポーツではあるが、私は夢中になりすぎ、つい無口になってしまった。自分と向き合うという意味もあるスポーツだと思った。また楽しいだけではない、ルールが簡単というだけでなく、人によって奥深くも追求できるスポーツであるからこそ、世界で人気があるのだなと納得した。

●ケアマネジメント論（高橋 誠一先生）

- ・以前ケアマネジャーを実践していました。重なる内容が多く、再確認となったスクーリングでした。アセスメントのとり方で、ケアプランが大きく変わる事例は非常に興味深かった。問題解決型にならないようにしていきたいと思いました。
- ・ケアマネジメントは、高齢者だけではなく福祉に関わる全ての部門で共通することがわかり、有意義な講義であった。
- ・ターミナルケアについての情報が興味深かった。DVD内でケアマネさんの本質を見た気がした。

●社会福祉法制（志田 民吉先生）

- ・最近の法制状況や今後の見通しなど、教科書には載っていない分野のお話など伺えたことは、私にとって有益でした。
- ・世の中で起きていることは、つながりを持っているのだと理解できた。目的や理由を考えることは物事を判断する上で、方向を決める指針となり、表面上の解決策ではなく、そもそもどうしたいのかという結論ありきで考えるという視点を学んだ。世の中という大きな枠の中として、物事を見ることができるよう今後も学んでいきたい。
- ・福祉法学や他の科目で学んできたことをさらに掘り下げて、経緯から学ぶことができました。社会福祉士として働くには知識として使えるようにしなければならぬのだと実感しました。